

山梨県公報

第二百九号

令和三年

七月二十六日

月 曜 日

目次

○組合長臨時代理者の指定	三九五
○道路の区域変更	三九五
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	三九五
○落札者の決定について	三九六
○令和三年度山梨県警察官採用試験(秋季試験)の第一次試験試験会場の決定について	三九六

告示

山梨県告示第二百九号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、次の者を松向神田耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和三年七月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 住所

北杜市小淵沢町松向千八百十二番地

二 氏名

小林 伸一

山梨県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和三年八月十六日まで一般の縦

覧に供する。

令和三年七月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 笛吹市川三郷線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町中山字石原三四四番地 先から	旧	九・五 六二・六	六〇七・八
西八代郡市川三郷町上野字曾根ヶ峯四三五 〇番一地先まで	新	九・五 六二・六	六〇七・八
	新	八・七 四六・四	五三三・七

山梨県告示第二百十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年七月十四日
- 指定道路の位置 上野原市上野原字押出し千八百六十八番三、千八百六十八番七、千八百六十八番十及び千八百七十番二
- 指定道路の幅員 最大四・一八メートル 最小四・一五メートル
- 指定道路の延長 三十四・九九メートル

山梨県告示第二百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年七月十四日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字関山八百九十六番十五及び八百九十六番十六
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・五九メートル

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年七月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務
 - (一) 名称 テレワーク等利用環境構築業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年六月二十四日
- 四 落札者
 - (一) 名称 東京コンピュータサービス株式会社
 - (二) 住所 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号東武穴水ビル四階
- 五 落札金額 四千八百九十二万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年五月十三日

人事委員会

● 令和三年度山梨県警察官採用試験（秋季試験）の第一次試験試験会場の決定について

令和三年度山梨県警察官採用試験（秋季試験）の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

令和三年七月二十六日

山梨県人事委員会
委員長 中 島 琢 雄

区分	試験日	試験会場
第一次試験	令和三年九月十九日（日） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー 1南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目 四番五号）